

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する ワーキンググループの運営について（案）

平成22年2月16日

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ（以下「本ワーキンググループ」という。）の議事の手続その他本ワーキンググループの運営に関しては、以下のとおりとする。

1. 議事の公開について

- (1) 本ワーキンググループは原則として公開する。ただし、座長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (2) 本ワーキンググループの議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

2. 配布資料の公開について

本ワーキンググループで配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

3. 参考人の招致について

座長は、本ワーキンググループの審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

4. 運営事項について

前各項に掲げるもののほか、本ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。